○公安委規程

防府都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

(都市計画課) ……………………九

(農村整備課) ………八

県営岩永本郷東地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧

| 国営緊急農地再編整備事業(南周防地区伊保庄第三換地区)換地計画書の縦覧

県営長穂地区農業競争力強化基盤整備事業(第二換地区)の換地処分(農村整備課)

-----八

○公安委告示

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正…………一〇

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程……………

Щ

公公告

県

〇告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

報

○規則

目

次

改正する規則 公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一

(平成十八年

一部を

山口県知事

村

岡

嗣

政

毎週火・金曜日発行

3月26日 (火曜日)

する規則をここに公布する。 公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正

令和 6

年

柳井都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)…………………………………八 下関北都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………………………七 下関都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)………………………………………………… 規則(医務保険課)……………………………………………………………………………三病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する 山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課)…………………………………… ······ (環境政策課) ………三 山口県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。 第二十二条 山口県規則第十四号 (中期目標の期間における業務の実績等に関する報告書の記載事項 第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条から第二十一条までを一条ずつ繰り上 公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則 第二十二条を第二十一条とし、同条の次に次の一条を加える。 令和六年三月二十六日

条ずつ繰り上げる。 第二十三条を削り、 評価を行った結果を記載しなければならない。 第二十四条を第二十三条とし、 第二十五条から第二十七条までを

法第七十八条の二第二項の報告書には、

中期計画に定めた項目ごとに自ら

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

山口県公害防止条例施行規則の

一部を改正する規則をここに公布する。

山口県知事

村

岡

嗣 政 令和六年三月二十六日

山口県規則第十五号

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

九

うに改正する。 山口県公害防止条例施行規則 (昭和四十八年山口県規則第四十六号) の一部を次のよ

第三条第八号中「ポリクロリネイテツドビフエニル (別名PCB) を「ポリ塩化ビ

ジクロロエチレン」に改め、同条に次の五号を加える。 フエニル」に改め、同条第十五号中「シスー一・二ージクロロエチレン」を「一・二ー

十五 ふつ素及びその化合物 ほう素及びその化合物

十六 アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物

二十七 塩化ビニルモノマー

一・四ージオキサン

る。 ミリグラム」を「○・一ミリグラム」に改め、同表の二四の項の次に次のように加え 表の九の項中「PCB」を「ポリ塩化ビフエニル」に改め、同表の一○の項中「○・三 ム」に改め、同表の五の項中「○・五ミリグラム」を「○・二ミリグラム」に改め、 別表第八の1の二の⑴の表の一の項中「○・一ミリグラム」を「○・○三ミリグラ 第四条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。 同

一リットルにつき○・五ミリグラム	一・四-ジオキサン	二八
計量一○○ミリグラム 乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合一リットルにつきアンモニア性窒素に○・四を	合物及び硝酸化合物ウム化合物、亜硝酸化アンモニア、アンモニ	二七
つ素一五ミリグラム ーリットルにつきふ海域に排出されるもの ーリットルにつきふリットルにつきふつ素八ミリグラム ー 海域以外の公共用水域に排出されるもの ー	ふつ素及びその化合物	11六
う素二三○ミリグラム ーリットルにつきほ 海域に排出されるもの ーリットルにつきほう素一○ミリグラム ー 海域以外の公共用水域に排出されるもの ー	ほう素及びその化合物	五五

り、一四の項を一三の項とし、一五の項を一四の項とする。 別表第八の1の二の②の表の九の項中「五」を「二」に改め、 同表中一三の項を削

山

 \Box

県

同表の二四の項の次に次のように加える。 中「シスー一・二ージクロロエチレン」を「一・二ージクロロエチレン」に、「一リッ ミリグラム、トランス体にあつては一リットルにつき○・○○四ミリグラム」に改め、 トルにつき○・○○四ミリグラム」を「シス体にあつては一リットルにつき○・○○四 に改め、同表の九の項中「PCB」を「ポリ塩化ビフエニル」に改め、同表の一六の項 別表第八の1の三の表の五の項中「○・○四ミリグラム」を「○・○一ミリグラム」

114/ & 0	三五ほう
ふつ素及びその化合物	ほう素及びその化合物
一リットルにつきふつ素○・二ミリグラム	一リットルにつきほう素○・二ミリグラム

_	_	_
二九	二八	七
一・四-ジオキサン	塩化ビニルモノマー	合物及び硝酸化合物ウム化合物、亜硝酸化アンモニア、アンモニ
一リットルにつき○・○○五ミリグラム	一リットルにつき○・○○○二ミリグラム	マンモニア又はアンモニウム化合物にあつては 一リットルにつき硝酸性窒素○・コミリグラム、硝酸化合物にあつては一リットルにつきでは一リットルにつきでは一リットルにつきでした。 では酸化合物にあつては一リットルにつきでいます。 では酸化合物にあつては一リットルにつきアンモニア性窒素○・七ミリー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー

ム」を「○・一ミリグラム」に改め、同表の二四の項の次に次のように加える。 項中「PCB」を「ポリ塩化ビフエニル」に改め、同表の一○の項中「○・三ミリグラ 別表第十一の一の表の一の項中「○・一ミリグラム」を「○・○三ミリグラム」に改 同表の五の項中「○・五ミリグラム」を「○・二ミリグラム」に改め、同表の九の

二八	二七	11六	五五
一・四-ジオキサン	合物及び硝酸化合物でム化合物、亜硝酸化アンモニア、アンモニ	ふつ素及びその化合物	ほう素及びその化合物
一リットルにつき○・五ミリグラム	計量一○○ミリグラム 乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合一リットルにつきアンモニア性窒素に○・四を	つ素一五ミリグラム ーリットルにつきふ海域に排出されるもの ーリットルにつきふリットルにつきふつ素八ミリグラム ー 海域以外の公共用水域に排出されるもの ー	う素二三○ミリグラム ーリットルにつきほりットルにつきほう素一○ミリグラム ――――――――――――――――――――――――――――――――――――

の項を一三の項とし、一五の項を一四の項とする。 別表第十一の二の表の九の項中「五」を「二」に改め、 同表中一三の項を削 几

改め、同表の九の項中「PCB」を「ポリ塩化ビフエニル」に改め、同表の一六の項中 ルにつき〇・〇〇四ミリグラム」を「シス体にあつては一リットルにつき〇・〇〇四ミ 表の二四の項の次に次のように加える。 リグラム、トランス体にあつては一リットルにつき○・○○四ミリグラム」に改め、 「シスー一・二ージクロロエチレン」を「一・二ージクロロエチレン」に、「一リット 別表第十一の三の表の五の項中「○・○四ミリグラム」を「○・○一ミリグラム」に 同

グラム、亜硝酸化合物にあつては一リットルに一リットルにつきアンモニア性窒素○・七ミリアンモニア又はアンモニウム化合物にあつては	アンモニア、アンモニ	
一リットルにつきふつ素○・二ミリグラム	ふつ素及びその化合物	六
一リットルにつきほう素○・二ミリグラム	ほう素及びその化合物	五五

一リットルにつき○・○○五ミリグラム	二九 一・四ージオキサン
一リットルにつき○・○○○二ミリグラム	二八 塩化ビニルモノマー
二ミリグラム ──ニミリグラム、硝酸化窒素○・コミリグラム、硝酸化合	一七 ウム化合物、亜硝酸化

応じて行う」に改める。の三)により届け出たものについては一年に一回以上、その他のものについては必要にの三)により届け出たものについては一年に一回以上、その他のものについては必要に定められた事項のうち、別記第一号様式により申請したもの又は別記第十一号様式(そ別表第十四の二中「排出水の汚染状態を常時監視する」を「排出水に係る排水基準に

別記第十七号様式(その一)中「(N㎡\h)」を「(㎡\h)」に改める。別記第二号様式(その二)中「(KW\H)」を「(kW\H)」に改める。

. 「附 」則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

る規則をここに公布する。 病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正す Щ

口

令和六年三月二十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第十六号

正する規則 正する規則

山口県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年年)のでは、「「「「」」の「「」」の「「」」の「「」」の「」の「」という。

附則第六項を附則第三項とし、附則第七項及び附則第八項を削る。附則第五項を附則第二項とし、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付す。附則第二項を削り、附則第三項の前の見出し並びに同項及び附則第四項を削る。第四条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

この規則は、令和六年四月一日から施行する。



山口県告示第九十五号

評価に関する事項を記載した書面は、令和六年三月二十六日から同年四月十六日までの当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

供する。間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に

令和六年三月二十六日

Ц

山口県知事 村 岡 嗣 政

氏名又は名称 日本化薬株式会社 申請者の氏名又は名称及び住所

任 所 東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 日本化薬株式会社厚狭工場川東工場

山陽小野田市大字郡二九一七番地の

三 特定施設に関する事項

所在地

一種類、構造及び使用時間間隔等

三三-イ	種類	
六、二〇 kg 二〇	能力	構
(回) 令和六、一七	年予工事着日定手	1177
一令和六、三〇	年予工 月 完成 日定成	造
令和七、一〇	年予使 月 開 日定始	
断続二〇時間変	間 隔りの使用 動	使用の方
変動なし	野の の 概 要	法

県

 \Box

Щ

 $(\underline{\hspace{1cm}})$

排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

				種	
(四基)	"	三三一イ		類	
"	"	t	通常	水 素 イ	
		五.	最	イオン漕	汚
"	"	八~七	大	素指数)	(7
11,000	1,000	11, 000	通	化 学 的	水
	<u> </u>		常最	酸素	等
四、000	11, 000	四、000	大	(mg 要 / k 量	の
			通	浮	
"	"	五.	常	遊物	汚
"	"		最	(mg質 / e)量	染
		0	大通) 聖 空	状
"	"	<u> </u>	常		能
			最	(mg / e)素	の
"	"	五.	大通	· 茶	<i>V)</i>
			常		値
"	"	五.	市最	燐% (mg	
"	"	一 五	大	mg / ℓ	
			通	汚水等の	ĵ
四八		三九	常	_	-
			最	日当たりの量)
五七		五〇		E m	

)	ん施設	質汚濁	備考 []	"	三三一ヌ	三三ーリ	11[11]—1]	"	"	(二基)	(四基)	三三-ロ	三三— (四基)
	ん施設をいう。 造業の用に供する縮合反応施設、	質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製	[-イ」、「 -ロ」、	("	(㎡/四()	一、二〇〇	(kg	大、!!OO	九、五〇〇	"	"	"
		和四十六年		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	水洗施設、静置分離施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じ	以 令第百八十	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	分離施設、京	-八号) 別表符	「三三ーリ」及び	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	発ガス 洗浄	第一第三十	及び「三	"	断続	連続	"	"	"	"	"	"	"
	施設及び温	三号の合成	「三三ーヌ」とは、	"	三時間	二四時間	"	"	"	"	"	"	"
	湿式集じ	戍樹脂製	とは、水	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

五.

号

山口県告示第九十七号

る告示(昭和六十三年山口県告示第八百号)の一部を次のように改正する 漁業災害補償法第百二十五条の三第一項第二号の規定による一定の区域の設定に関す

令和六年三月二十六日

口県知事 村 圌 嗣 政

三の表の次に次の一表を加える。

几 くるまえび養殖業

(定期)

東岐波加入区	加入区の名称
山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市大字東岐波の地域	区域

山口県告示第九十八号

下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき、 下関都

令和六年三月二十六 日

П

口県知事 村 岡 嗣

政

施行者の名称

山

下関市

都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画下水道事業下関市公共下水道

事業施行期間

昭和三十三年七月二十四日から令和十一年三月三十一日まで

目 町二丁目、細江町三丁目、 ケ浜町、南大坪町、西大坪町、関西町、 下関市田中町、 貴船町三丁目、 上田中町四丁目、 長崎本町、 南部町、 長門町、 貴船町四丁目、 一田中町五丁目、 伊崎町一丁目、伊崎町二丁目、貴船町一丁目、 細江新町、 観音崎町、 上田中町一丁目、上田中町二丁目、 岬之町、 西入江町、幸町、 関西本町、 上田中町六丁目、 入江町、 長崎新町、 桜山町、 名池町、 上田中町七丁目、 長崎中央町、 大平町、 細江町一丁目、 上田中町三丁 貴船町二丁 筋川町、 長崎町一 上田中町 筋

町一丁目、彦島田の首町二丁目、彦島塩浜町一丁目、彦島塩浜町二丁目、彦島塩浜町 丘町、彦島弟子待町一丁目、彦島弟子待町二丁目、彦島弟子待町三丁目、 目、彦島迫町三丁目、彦島迫町四丁目、彦島迫町五丁目、彦島迫町六丁目、彦島迫町 村町五丁目、 島本村町一丁目、彦島本村町二丁目、彦島本村町三丁目、彦島本村町四丁目、 町、幡生宮の下町、生野町一丁目、生野町二丁目、幡生町一丁目、幡生町二丁目、三 学町一丁目、大学町二丁目、 山の田本町、 向山町、 山町二丁目、 地町五丁目、 丁目、綾羅木本町五丁目、 田西町一丁目、新垢田西町二丁目、 彦島角倉町三丁目、 六丁目、彦島江の浦町七丁目、彦島江の浦町八丁目、彦島江の浦町九丁目、彦島桜ケ 七丁目、彦島西山町一丁目、彦島西山町二丁目、彦島西山町三丁目、彦島西山町四丁 河町、宝町、 田町五丁目、 丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、 三丁目、彦島塩浜町四丁目、彦島杉田町一丁目、彦島杉田町二丁目、彦島福浦町一丁 八丁目、上新地町一丁目、上新地町二丁目、上新地町三丁目、 三丁目、 J 目、彦島山中町一丁目、彦島山中町二丁目、垢田町一丁目、垢田町二丁目*、* 彦島西山町五丁目、彦島竹ノ子島町、彦島江の浦町一丁目、 彦島福浦町二丁目、 彦島江の浦町三丁目、 竹崎町三丁目、竹崎町四丁目、 東大和町二丁目、 綾羅木本町九丁目、 東神田町、 赤間町、 垢田町四丁目、 東向山町、後田町一丁目、 川中本町一丁目、 綾羅木本町一丁目、 新垢田南町二丁目、 彦島本村町六丁目、彦島本村町七丁目、彦島迫町一丁目、彦島迫町二丁 彦島海士郷町、彦島老町一丁目、彦島老町二丁目、彦島老町三丁目、彦 丸山町三丁目、丸山町四丁目、丸山町五丁目、 豊前田町一丁目、豊前田町二丁目、豊前田町三丁目、丸山町一丁目、 山の田中央町、 羽山町、大坪本町、汐入町、金比羅町、武久町一丁目、 西観音町、東観音町、上条町、 山手町、 彦島角倉町四丁目、彦島緑町、彦島向井町一丁目、彦島向井町二 春日町、新地町、中央町、 栄町、元町、向洋町一丁目、向洋町二丁目**、** 垢田町五丁目、新垢田東町一丁目、新垢田東町二丁目、 綾羅木南町一丁目、 彦島福浦町三丁目、 彦島江の浦町四丁目、 綾羅木本町六丁目、 川中本町二丁目、 山の田東町、 大学町三丁目、大学町四丁目、大学町五丁目、幡生本 綾羅木本町二丁目、 新垢田南町三丁目、 新垢田西町三丁目、 後田町二丁目、後田町三丁目、後田町四丁目、 今浦町、 山の田西町、 綾羅木南町二丁目、 彦島角倉町一丁目、 神田町一丁目、神田町二丁目、 新地西町、 本町四丁目、 川中豊町一丁目、 綾羅木本町七丁目、 彦島江の浦町五丁目、彦島江の浦町 笹山町、 綾羅木本町三丁目、 新垢田北町、 新垢田西町四丁目、 山の田北町、 大和町一丁目、 竹崎町一丁目、 山の口町、東大和町一丁 宮田町一丁目、宮田町二 上新地町四丁目、 綾羅木南町三丁目、 古屋町一丁目、 彦島角倉町二丁目、 川中豊町二丁目 彦島江の浦町二丁 綾羅木本町八丁 山の田南町、 向洋町三丁目、 武久町二丁目、 綾羅木本町四 大和町二丁 彦島田の首 竹崎町二丁 新垢田南 - 垢田町 、彦島本 西神田 大 丸 Ш

県

報

山

田郷、 見新町一丁目、吉見新町二丁目、永田本町一丁目、永田本町二丁目、永田本町三丁 見古宿町、吉見里町一丁目、吉見里町二丁目、吉見本町一丁目、吉見本町二丁目、 伊倉新町四丁目、伊倉新町五丁目、新椋野一丁目、新椋野二丁目、 町一丁目、田倉御殿町二丁目、 南町三丁目、木屋川南町四丁目、松屋上町一丁目、 之町、 町、長府高場町、前田一丁目、前田二丁目、長府満珠町、 谷新町四丁目、 町二丁目、秋根上町三丁目、 谷町、椋野上町、一の宮住吉一丁目、一の宮住吉二丁目、一の宮住吉三丁目、 神町、唐戸町、阿弥陀寺町、あるかぽーと、卸新町、みもすそ川町、 二丁目、大字垢田、大字有富、大字石原、 目、永田本町四丁目、 目、楠乃四丁目、楠乃五丁目、 宮卸本町、 本町一丁目、一の宮本町二丁目、秋根東町、 丁目、王喜本町三丁目、 松屋本町一丁目、松屋本町二丁目、松屋本町三丁目、 安岡町八丁目、横野町一丁目、横野町二丁目、横野町三丁目、横野町四丁目、 大字才川、大字小月町、大字清末、 彦島弟子待東町、千鳥ヶ丘町、長府浜浦西町、 大字吉田地方及び大字吉田 一の宮東町二丁目、 大字綾羅木、 前勝谷町、 木屋川一丁目、木屋川二丁目、 王喜本町四丁目、王喜本町五丁目、王喜本町六丁目、木屋川 長府野久留米町、 勝谷新町一丁目、 大字田倉、 伊倉新町一丁目、伊倉新町二丁目、 長府黒門町、 一の宮東町三丁目、 大字吉見下、 大字秋根、 大字楠乃、 形山みどり町、 小月南町、王喜本町一丁目、 長府浜浦町、 勝谷新町二丁目、勝谷新町三丁目、 大字勝谷、 松屋上町二丁目、松屋上町三丁 東勝谷、楠乃二丁目、 彦島老の山公園、 大字豊浦村、 大字福江、 木屋川本町一丁目、木屋川本町 松屋東町二丁目、 長府満珠新町、 長府浜浦南町、 秋根上町一丁目、 大字藤ヶ谷、 吉見竜王町、 大字前田、 新椋野三丁目、 伊倉新町三丁目 壇之浦町、 形山町、 藤附町、 王喜本町二 楠乃三丁 長府向 田倉御殿 大字伊 一の宮 <u>ー</u>の 吉 吉 中 田 石

山口県告示第九十九号

市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、 下関北都

令和六年三月二十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

下関市

都市計画事業の種類及び名称

下関北都市計画下水道事業下関市公共下水道

兀 事業地 事業施行期間 平成六年二月十四日から令和十一年三月三十一日まで

下関市豊浦町大字川棚、 豊浦町大字小串及び豊浦町大字吉永

山口県告示第百号

計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、 柳井都市

令和六年三月二十六日

山口県知事 村 岡 嗣

政

施行者の名称

都市計画事業の種類及び名称

柳井都市計画下水道事業柳井市公共下水道

事業施行期間

昭和六十一年十二月九日から令和十二年三月三十一日まで

丁貝 目 柳井市片野西、山根、姫田、 · 中央三丁目、 新市沖、北浜、南浜一丁目、南浜二丁目、 南町六丁目、 駅南、南町一丁目、 南町七丁目、 東土手、 ニュータウン南町、 南町二丁目、 新天地、 南浜三丁目、中央一丁目、中央二丁 天神、土手町、新市北、新市、新市 南町三丁目、南町四丁目、南町五 柳井、 柳井津、古開作及び新庄

山

口

兀

(五一) 県営長穂地区農業競争力強化基盤整備事業 (第二換地区) の換地処分

県営長穂地区農業競争力強化基盤整備事業の施行に係る第二換地区の換地処分を次のと おり行いました。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

令和六年三月二十六日

山口県知事 村 岡 嗣

政

換地処分の年月日 令和六年三月六日

換地処分の内容

換地計画のとおり 県営長穂地区農業競争力強化基盤整備事業(第二換地区)換地計画書に記載された

縦覧に供します。 たので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり 国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区伊保庄第三換地区の換地計画を定め (五二) 国営緊急農地再編整備事業 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、 (南周防地区伊保庄第三換地区)換地計画書の縦覧

令和六年三月二十六日

山口県知事 村

岡

嗣

政

縦覧に供する書類

縦覧の期間

国営緊急農地再編整備事業

(南周防地区伊保庄第三换地区)

換地計画書の写し

令和六年三月二十七日から同年四月十五日まで

縦覧の場所

三

山口県農林水産部農村整備課

(五三) 県営岩永本郷東地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧

おいて準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。 岩永本郷東地区農業競争力強化基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項に 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、 県営

令和六年三月二十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

縦覧に供する書類 県営岩永本郷東地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の写し

 \equiv 縦覧の期間

令和六年三月二十七日から同年四月十五日まで

八

報

号

縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(五 四) 防府都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。 る同法第二十条第一項の規定による防府都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項 に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同 防府市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

令和六年三月二十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

都市計画の種類及び名称

防府都市計画道路三・三・一環状一号線

防府都市計画道路三·五·三十二大林寺仁井令町線

防府都市計画道路三・四・三十九柳原四辻線

都市計画の図書の写しの縦覧場所 山口県土木建築部都市計画課



口

山口県公安委員会規程第 号

Щ

次のように定める 山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を

令和六年三月二十六日

Ш \Box 県 公 安 委員

会

口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規

員会規程第一号)の一部を次のように改正する。 山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程 (平成元年山口県公安委

別表第一中一の表を削る。 第三条中「同表の三十一の表」を「同表の三十の表」に改める

> の一の表とする。 別表第一の二の表第十三条第一項第一号の項の前に次のように加え、同表を別表第一

処分基準の設定及び公表	第/2条第/項
標準処理期間の設定及び公表	第6条
審査基準の公表	第5条第3項
審査基準の設定	第5条第/項

別表第一の三の表を別表第一の二の表とする。

の三の表とする。 別表第一の四の表第十二条第一項第一号の項の前に次のように加え、 同表を別表第一

第4条第/項	審査基準の設定
第4条第3項	審査基準の公表
第5条	標準処理期間の設定及び公表
第//条第/項	処分基準の設定及び公表

別表第一中十六の表を削り、十七の表を十五の表とし、十八の表から二十九の表まで 別表第一中五の表を四の表とし、六の表から十五の表までを一表ずつ繰り上げる。

第三項の項を削り、同表を別表第一の二十八の表とする。 五項の項を削り、同表第七条第二項の項中「闊沿門」を「闊沿」に改め、 別表第一の三十の表第五条第二項の項中「及び뾍沿門の外付」を削り、 同表第十一条 同表第五条第

を二表ずつ繰り上げる。

繰り上げる。 別表第一中三十一の表を二十九の表とし、三十二の表から七十八の表までを二表ずつ

第五項の項及び第八条第三項の項を削り、同表を別表第一の七十七の表とする。 別表第一中八十の表を七十八の表とし、八十一の表から九十六の表までを二表ずつ繰 別表第一の七十九の表第五条第二項の項中「及び霽沿門の炒付」を削り、同表第五条

第二項の項及び第十二条第三項の項を次のように改める。 七条第二項の項中「第11糸第4屆」を「第11糸第3屆」に改め、 別表第二の六の表第十一条第一項 〔準用〕第十一条第四項、 第十六条第三項及び第十 同表第十二条第一項

第/2条
死亡等の届出書の受理

別表第二の七の表第七条第一項の項及び第二十条第一項の項を削る。

令和六年三月二

一十六日発行一十六日印刷

発発

行行

人所

山口県知山口県

事庁

別表第二の三十三の表第九条第一項・第二項の項中「海糞に痢る悶冷門の冲蝨」をを一表ずつ繰り上げる。別表第二中十一の表を削り、十二の表を十一の表とし、十三の表から三十二の表まで別表第二の十の表第四条第三項の項を削る。

表までを二表ずつ繰り上げる。別表第二中三十四の表を削り、三十五の表を三十三の表とし、三十六の表から四十の別表第二中三十四の表を削り、三十五の表を三十三の表とし、三十六の表から四十の別表第二の三十三の表を削し に改め、同表を別表第二の三十二の表とする。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

山口県公安委員会告示第六号

施行する。 山口県公安委員会告示第六十三号)の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示(昭和四十一年

令和六年三月二十六日

山口県公安委員会

に改め、同表山口県長府警察署の部豊田中警察官連絡所の項を削る。 の項を削り、同部小野警察官駐在所の項所管区の欄中「大字稔小野」を「大字棯小野 町」を、 三丁貝、 京台三丁目、東平原一丁目、東平原二丁目、南中山町、浜田一丁目、浜田二丁目、浜田 目」の下に「、上条一丁目、上条二丁目、上条三丁目、上条四丁目、上条五丁目、北条 署の部和田警察官連絡所の項を削り、同表山口県山口警察署の部串警察官連絡所の項を 所管区の欄中「のうち」の下に「錦町深川、錦町須川、」を加え、 一丁目、北条二丁目、東藤曲一丁目、東藤曲二丁目、文京台一丁目、 表山口県岩国警察署の部深須警察官駐在所の項を削り、 居能町一丁目、居能町二丁目、居能町三丁目、文京町、鍋倉町」を、 同表山口県宇部警察署の部新川交番の項所管区の欄中「南浜町二丁目」の下に 松崎町、西平原一丁目、 「大字小串」の下に「、大字藤曲、 西平原二丁目、西平原三丁目、西平原四丁目、 大字中山」を加え、同部居能警察官駐在所 同部宇佐郷警察官駐在所の項 同表山口県柳井警察 文京台二丁目、文 「下条二丁 岩鼻

山

口